

第一回警察庁入札等監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成20年1月25日(金) 警察庁第5会議室	
委員	委員 竹谷 智行(弁護士) 委員 松村 敏弘(東京大学社会科学研究所准教授) 委員 水谷 章(公認会計士・税理士)	
審議対象期間	平成19年4月1日(日)～平成19年9月30日(日)	
委員長の選出	委員の互選により水谷委員が委員長に選任	
契約の現状等の説明	1 警察庁の組織等の説明 2 国の契約方式についての説明 3 平成19年度上半期の契約の概要	
抽出案件	6件	平成19年度上半期契約から抽出
競争入札 (公共工事)	1件	契約件名：三田警察署ほか7箇所通信機器整備 工事
競争入札 (物品役務等)	2件	契約件名：警察情報共有システム賃貸借等 警察情報共有システム賃貸借 警察情報共有システム設置・調整  契約件名：大型輸送車 外1点
随意契約 (物品役務等)	3件	契約件名：小型双発ヘリコプター  契約件名：画像圧縮方式変換に関する技術支援  契約件名：検知ネットワークシステム保守
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	

意見・質問	回答
<p><b>〔案件１〕</b> <b>小型双発ヘリコプター</b></p> <p>一般競争入札を行ったにもかかわらず、落札者がなかった場合における随意契約に関し、予算決算及び会計令第９９条の２により『最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。』とされているところ、入札価格は予定価格を上回っていたなかで、最終的に予定価格の範囲内で契約がなされている経過を説明されたい。</p> <p>落札されなかった後、折衝中に為替レートが変動しても、予定価格は変更しないのか。</p>	<p>一般競争入札を行ったが、予定価格以下の入札がなく、落札に至らず、入札の際に最低の価格を提示した者を相手方として、折衝を行った結果、予定価格の範囲内の価格での契約に至ったもの。</p> <p>入札に当たっての為替レートについては、落札されなかった後も変更されない。</p>
<p><b>〔案件２〕</b> <b>画像圧縮方式変換に関する技術支援</b></p> <p>政府調達に関する協定において、随意契約を行うことができる根拠はどこにあるのか。</p> <p>さらに国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令では、どのように規定がされているのか。</p>	<p>協定では、『産品又はサービスが、美術品若しくは特許権、著作権等の排他的権利の保護との関連を有するものであるため又は技術的な理由により競争が存在しないため、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される産品若しくはサービス又は他の合理的な代替の産品若しくはサービスがない場合』等が、限定入札の対象とされている。</p> <p>国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令では、随意契約による場合においては、あらかじめ競争に付</p>

予定価格においては、単価と工数が重要であり、そこが適正でないと適正価格とならないと思われるが、その点はどうか。

画像圧縮に関するソフトウェアの特許をこのメーカーしか持っていないのはなぜか。

本件は平成のはじめのころのものであり、契約の相手方に特許権があることから、随意契約とする合理性はあると思うが、特殊なシステムに係る随意契約についてはよく検討することが大事であると思う。

### 〔案件3〕

#### 検知ネットワークシステム保守

契約は今後、継続するのか。

整備後保守は継続しているのか。

各年度の契約額はどうか。

警察庁が著作権を取得してはどう

しても入札者がいない場合等以外は財務大臣に協議しなければならないこととされているところ、『他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき（国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号）』等においてはこの限りではないものとされている。

単価、工数等については、例えば、関係資料、刊行物、市場価格等を確認するなどして合理性の確認に努めている。

当該ソフトウェアは当庁のために開発したのではなく、もともと、このメーカーが持っていた特許を用いたものである。

今後も継続する予定がある。

そのとおり。

サポートが受けられなくなる部分等については減額となっているところ。

メーカーのノウハウ、著作権をもとに開

か。

保守を含めた契約としてはどうか。

#### 〔案件4〕

##### 警察情報共有システム賃貸借等

総合評価落札方式ということだが、結果として、価格による競争だけで落札者が決定することはないか。

買取ではなくリース契約にした理由は何か。

総合評価方式の場合、総合評価基準の作成等、事務担当者の負担は大きいのか。

#### 〔案件5〕

発されている部分もあり、これも含めて当方で取得する場合、契約金額に影響が出てくることが考えられるが、必要な場合には当方に権利を帰属させるケースがある。

買取りのシステムの場合、保守契約が必要となるが、これによらない場合には、国庫債務負担行為により保守を含んだ長期の賃貸借とすることが考えられる。

予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、総合評価値が最も高い者を落札者とする事となるものであるが、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者が1者の場合は、総合評価値の比較を経ることなく落札者が決まる。

買取契約では単年度に多額の経費を投入する必要があり、予算の面で非常に厳しく、また、システムの更新が困難となり、陳腐化するおそれがある。

一方、リース契約であれば、単年度の経費の軽減を図ることができるとともに、新しい技術を導入したシステムの更新も容易となるのが一般的である。

総合評価方式の場合、評価基準の作成等に関する委員会を設置し、総合評価基準を作成の上、同委員会への付託が必要となるところ、一般的にはこれら原案作成等に相当の作業を必要とすることから、一般競争契約の場合と比較した場合、それだけ担当者の負担は大きいと思われる。

## 大型輸送車 外1点

警察庁が調達する車両には様々なものがある中で、業者によって得意、不得意なものがあるのか。

### 〔案件6〕

#### 三田警察署ほか7箇所通信機器整備工事

本件については、官報への公告はなされているか。

例えば、大型輸送車は、大型バスをベースにしていることから、バスのメーカーなどは得意分野になるうと思われる。

政府調達に関する協定等に定められた基準額を超えないことから、官報への入札公告は行われていない。